

広島県告示第五百七十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成二十七年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

平成二十七年十一月十日

二 存続期間

免許の日から平成三十年八月三十一日まで

三 申請期間

平成二十七年九月十七日から平成二十七年十月十六日まで

四 公示番号

区第四百二十五号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名称	時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業 あさり垂下式養殖業	一月一日から二月三十一日まで

2 漁場の位置及び区域

(一) 位置

呉市広長浜三丁目地先

(二) 区域

次の四ア、アイ、イ三を結んだ三直線と長浜港西側船だまり離岸堤とによつて囲まれた区域。ただし、離岸堤沿い北側二メートルの区域を除く。

基点一 長浜港西側船だまり北防波堤南端から防波堤沿い北東へ十メートルの所

基点二 長浜港西側船だまり北防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ二十九メートルの所

ルの所

基点三 離岸堤東側北端

基点四 離岸堤西側北端

ア 長浜港西側船だまり東防波堤南端と長浜港西側船だまり西防波堤南側突端を結ぶ直線と二から四を見通す線との交点

イ 長浜港西側船だまり東防波堤南端と長浜港西側船だまり西防波堤南側突端を結ぶ直線と一から三を見通す線との交点

六 地元地区

呉市広長浜、広末広、広小坪